

岸本町・溝口町合併協議会 第18回会議

日時 平成16年6月14日(月)午後2時から

場所 岸本町農村環境改善センター 多目的ホール

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

(1) 合併住民説明会開催結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

4. 協議事項

(1) 協議項目7 機構及び組織の取り扱いについて・・・・・・・・・・4

(2) 協議項目11 特別職の職員の身分の取り扱いについて・・・・・・・・5

(3) 協議項目17 使用料、手数料等の取り扱いについて・・・・・・・・・・6

(4) 協議項目24 新町建設計画(新町合併まちづくり計画)・・・・・・・・7

(5) 協議項目25-26 各種事務事業の取り扱い(保育事業)について・・・・8

(6) 協議項目25-29 各種事務事業の取り扱い(上水道事業)について・・・・9

(7) 協議項目25-32 各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)について・・・・10

5. 提案事項

(1) 協議項目12 一般職の職員の身分の取り扱いについて・・・・・・・・11

(2) 協議項目17 使用料、手数料等の取り扱いについて・・・・・・・・12

(3) 協議項目18 補助金、交付金等の取り扱いについて・・・・・・・・13

(4) 協議項目20 諮問機関の取り扱いについて・・・・・・・・・・14

(5) 協議項目25-1 各種事務事業の取り扱い(財政事務)について・・・・15

(6) 協議項目25-2 各種事務事業の取り扱い(消防防災関係事業)について・・16

(7) 協議項目25-3 各種事務事業の取り扱い(公共交通事業)について・・・・17

(8) 協議項目25-8 各種事務事業の取り扱い(情報通信事業)について・・・・18

(9) 協議項目25-14 各種事務事業の取り扱い(医療費助成)について・・・・19

(10) 協議項目25-17 各種事務事業の取り扱い(老人保健事業)について・・・・20

(11) 協議項目25-18 各種事務事業の取り扱い(高齢者福祉事業)について・・・・21

(12) 協議項目25-21 各種事務事業の取り扱い(障害者福祉事業)について・・・・22

(13) 協議項目25-23 各種事務事業の取り扱い(社会福祉協議会)について・・・・23

(14) 協議項目25-24 各種事務事業の取り扱い(環境対策事業)について・・・・24

(15) 協議項目25-29 各種事務事業の取り扱い(上水道事業)について・・・・25

(16) 協議項目25-30 各種事務事業の取り扱い(下水道事業)について・・・・26

(17) 協議項目25-34 各種事務事業の取り扱い(観光事業)について・・・・27

(18) 協議項目25-42 各種事務事業の取り扱い(その他)について・・・・28

6. その他

(1) 今後の協議会の進め方について

(2) 次回開催日について

(案) 6月30日(水) 午後1時から 溝口町中央公民館 大会議室

7. 副会長閉会あいさつ

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河 合 勝	岸本町長
副会長		住 田 圭 成	溝口町長
委員		石 田 保	岸本町助役
	圓 山 和 紀	溝口町助役	
	2号委員 (議会関係)	西 村 忠	岸本町議会
		下 村 有 象	岸本町議会
		西 郷 一 義	岸本町議会
		野 坂 明 典	岸本町議会
		箕 矢 静 人	溝口町議会
		入 江 正 美	溝口町議会
		田 中 宏	溝口町議会
	浦 部 要 右	溝口町議会	
	3号委員 (学識経験者)	池 田 義 則	岸本町学識経験者
		大 前 直	岸本町学識経験者
		山 西 敦	岸本町学識経験者
		秋 田 壽 江	岸本町学識経験者
		白 石 鉄 平	岸本町学識経験者
		中 野 喜 弘	溝口町学識経験者
		松 本 和 三	溝口町学識経験者
		南 葉 正 明	溝口町学識経験者
	監査委員	小 谷 勢 津 子	溝口町学識経験者
大 森 正 人		溝口町学識経験者	
高 塚 一 男		岸本町代表監査委員	
	森 谷 淳	溝口町監査委員	

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長囑託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	斉下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町囑託

岸本町・溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
1	合併の方式	25-1	財政事務	25-27	衛生関係事業
2	合併の期日	25-2	消防防災関係事業	25-28	同和人権対策事業
3	新町の名称	25-3	公共交通事業	25-29	上水道事業
4	新町の事務所の位置	25-4	負担金の取扱い	25-30	下水道事業
5	財産の取扱い	25-5	納税関係業務	25-31	土木建設事業
6	慣行の取扱い	25-6	出納業務	25-32	農林水産業事業
7	機構及び組織の取扱い	25-7	地域コミュニティ事業	25-33	商工業事業
8	条例、規則等の取扱い	25-8	情報通信事業	25-34	観光事業
9	議員定数及び任期の取扱い	25-9	地域間交流事業	25-35	治山治水事業
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	25-10	女性政策事業	25-36	小中学校の通学区域
11	特別職の職員の身分の取り扱い	25-11	地域開発関係事業	25-37	学校教育事業
12	一般職の職員の身分の取り扱い	25-12	交通安全事業	25-38	学校給食事業
13	広域行政の取扱い	25-13	広報公聴事業	25-39	社会教育事業
14	公共的団体の取扱い	25-14	医療費助成	25-40	社会体育事業
15	消防団の取扱い	25-15	健康づくり事業	25-41	文化振興事業
16	地方税の取扱い	25-16	母子保健事業	25-42	その他
17	使用料、手数料等の取扱い	25-17	老人保健事業		
18	補助金、交付金等の取扱い	25-18	高齢者福祉事業		
19	字名の取扱い	25-19	児童福祉事業		
20	諮問機関の取扱い	25-20	母子・父子・寡婦福祉事業		
21	国民健康保険事業の取扱い	25-21	障害者福祉事業		
22	介護保険事業の取扱い	25-22	その他福祉事業		
23	電算システムの取扱い	25-23	社会福祉協議会		
24	新町建設計画	25-24	環境対策事業		
25	各種事務事業の取扱い	25-25	窓口業務		
26	郡の所属の取り扱い	25-26	保育事業		

報告第1号

合併住民説明会開催結果について

このことについて、次のとおり報告する。

開催日	開催時間	会場	参加人数
6月1日(火)	19:00～21:10	日光公民館	37
4日(金)	19:05～21:05	二部公民館	53
7日(月)	19:00～21:40	溝口町中央公民館	92
8日(火)	19:00～21:10	岸本町農村環境改善センター	53
計			235

岸本区長説明会	開催時間	会場	参加人数
6月2日(水)	19:05～20:50	岸本町農村環境改善センター	135

溝口町計	182
岸本町計	188
総合計	370

平成16年6月14日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 1 号

協議項目 7 機構及び組織の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 7 機構及び組織の取り扱いについては、次の調整方針に基づき整備するものとする。

- 1 現岸本町役場を本庁舎とし、現溝口町役場を分庁舎として利用する。
- 2 地方分権、新町合併まちづくり計画及び新たな行政課題に対応できるものとする。
- 3 住民が利用しやすく、分かりやすいものとする。

(第 17 回会議別添資料 P5～7)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 2 号

協議項目 11 特別職の身分の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 11 特別職の身分の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を各 1 名置くものとする。給与については、西部町村会報酬等審議会の決定をもとに定めるものとする。旅費については、合併時に溝口町の例をもとに一元化するものとし、支給方法については一般職の職員の例によるものとする。
- 2 議会議員の定数及び任期については、協議項目 9 議員定数及び任期の取り扱いによる。報酬については、現行の額及び西部町村会報酬等審議会の決定をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額については、溝口町の例をもとに定めるものとし、支給方法については一般職の職員の例によるものとする。
- 3 農業委員会委員の定数及び任期については、協議項目 10 農業委員会委員定数及び任期の取り扱いによる。報酬については、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。
- 4 公平委員会については、現行のとおり鳥取県人事委員会に委託するものとする。他の行政委員会の設置及び委員数・任期等については、法令の定めるところによるものとする。報酬は、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。
- 5 非常勤の消防団員の設置及び団員数等については、協議項目 15 消防団の取り扱いによる。報酬等については、現行の額をもとに定めるものとする。
- 6 諮問機関及び付属機関等の設置については、次の方針によるものとする。
 - ① 現に両町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
 - ② 一方の町にのみ設置されているもので、新町において引き続き設置する必要があるものは、現行の制度をもとに新たに設置する。報酬については、現行の額をもとに定めるものとする。費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例によるものとする。
- 7 議会の議員その他非常勤の特別職の職員の公務災害補償については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(第17回会議別添資料P8～21)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 3 号

協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 農業集落排水施設の分担金、使用料及び加入金については、合併後に一元化するものとする。
(第 17 回会議別添資料 P22、24～29)
- 2 公共下水道事業の分担金、使用料及び加入金については、合併後に一元化するものとする。
(第 17 回会議別添資料 P23～29)
- 3 特定地域生活排水処理施設の分担金及び使用料については、合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。
(第 17 回会議別添資料 P23～29)
- 4 水道料金については、合併後に一元化するものとする。
(第 17 回会議別添資料 P30～35)
- 5 水道加入金については、合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。
(第 17 回会議別添資料 P30～35)

上記の 1 から 5 の調整は、合併が年度中途の場合は当該年度は現行のとおりとし、翌年度から一元化するものとする。

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 4 号

協議項目 24 新町建設計画について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 24 新町建設計画については、別冊のとおりとする。

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 5 号

協議項目 25-26 各種事務事業の取り扱い（保育事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-26 各種事務事業の取り扱い（保育事業）については、次のとおりとする。

1 保育所保育料は、合併後に一元化するものとする。

(第17回会議別添資料P36～38)

上記の調整は、合併が年度中途の場合は当該年度は現行のとおりとし、翌年度から一元化するものとする。

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 6 号

協議項目 25－29 各種事務事業の取り扱い（上水道事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25－29 各種事務事業の取り扱い（上水道事業）については、次のとおりとする。

- 1 繰入金は、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。
(第17回会議別添資料P39)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 7 号

協議項目 25-32 各種事務事業の取り扱い（農林水産事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-32 各種事務事業の取り扱い（農林水産事業）については、次のとおりとする。

- 1 農業用施設補助災害復旧事業については、合併時に一元化するものとする。
(第17回会議別添資料P40～41、今回差替資料)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 1 号

協議項目 12 一般職の職員の身分の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 12 一般職の職員の身分の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 岸本町及び溝口町の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職名及び任用については、合併時に一元化を図るものとする。
- 4 給料及び諸手当については、合併時に一元化を図るものとする。
- 5 職員の任免、給与その他の身分に関することについては、公正に取り扱うものとし、その細目は 2 町の長が別に協議して定めるものとする。

(別添資料P1～3)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 2 号

協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 可燃ゴミ収集用ゴミ袋販売については、合併後に一元化するものとする。
(別添資料P4)
- 2 不燃ゴミ収集用ゴミ袋販売については、合併後に岸本町の例により定めるものとする。
(別添資料P4)
- 3 一般廃棄物収集運搬業許可手数料及び浄化槽清掃業許可手数料については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P5)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 3 号

協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 集落への交付金については、合併時に次のとおり調整するものとする。
 - ① 交付総額は、1 世帯当たり年額 3,650 円に世帯数を乗じた額を上限とする。
 - ② 各区（集落）への交付金基準は、両町の現在の基準による。
 - ③ 将来的には区の定義を含め、統一した交付基準を設ける。(別添資料 P6、8)
- 2 地域自治活動交付金については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。(別添資料 P6)
- 3 消防施設整備補助金については、合併時に一元化するものとし、合併後 3 年以内に見直しを行うものとする。(別添資料 P6、7)
- 4 土木建設関係補助金については、いずれか一方の町にのみある制度については原則として新町に引き継ぐものとし、両町に同様な制度がある場合は住民に有利な方を新町に引き継ぐものとする。ただし、町道橋改良事業補助金は廃止するものとする。(別添資料 P9～11)
- 5 同和関係推進協議会補助金については、組織の調整終了後に補助額を定めるものとする。(別添資料 P12)
- 6 生ゴミ処理機購入補助金については、合併後に岸本町の例をもとに新たに定めるものとする。生ゴミ処理槽配布事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成 17 年度に補助要綱を定めるものとする。(別添資料 P13)
- 7 チャイルドシートに関する事業については、溝口町の例によるものとし、合併後 3 年を目途に新たに定めるものとする。(別添資料 P13)
- 8 大山ペンション村祭補助金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後 3 年以内に算定方法の見直しを行うものとする。(別添資料 P14)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 4 号

協議項目 20 諮問機関の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 20 諮問機関の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 岸本町水道事業運営審議会については、合併時に廃止し、新たな諮問機関を設置するものとする。
(別添資料P15)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 5 号

協議項目 25-1 各種事務事業の取り扱い（財政事務）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-1 各種事務事業の取り扱い（財政事務）については、次のとおりとする。

- 1 基金に関することについては、合併時の基金残額を新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P16、17)
- 2 地方債借入先現在高については、合併時の借入額を新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P16、18)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 6 号

協議項目 25-2 各種事務事業の取り扱い（消防防災関係事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-2 各種事務事業の取り扱い（消防防災関係事業）については、次のとおりとする。

- 1 防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後 1 年以内に一元化のための移行計画を策定するものとする。
(別添資料 P19、21～23)
- 2 自主防災組織については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(別添資料 P19)
- 3 地域防災計画については、合併後に早急に計画を策定するものとする。ただし、合併時の暫定措置として、次の点は一元化するものとする。
 - ① 職員の参集基準・体制は溝口町の例による。
 - ② 対策本部設置基準は溝口町の例による。
 - ③ 避難所は現行のとおりとする。
 - ④ 関係機関の協力体制は新町の郡の所属により対応する。
(別添資料 P20)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第7号

協議項目 25-3 各種事務事業の取り扱い（公共交通事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-3 各種事務事業の取り扱い（公共交通事業）については、次のとおりとする。

1 過疎バス路線維持対策事業については、当面現行のとおりとし、合併後に循環バスの導入と併せて検討するものとする。

(別添資料P24)

2 マイクロバス管理事業については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。

(別添資料P24)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 8 号

協議項目 25-8 各種事務事業の取り扱い（情報通信事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-8 各種事務事業の取り扱い（情報通信事業）については、次のとおりとする。

- 1 ケーブルテレビ事業については、当面は現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P25～27)
- 2 ケーブルテレビ使用料及び徴収事務については、現行の制度をもとに次のとおり定めるものとする。
 - ① 全期全納報奨金は合併時に廃止する。
 - ② 徴収手数料については当面現行のとおりとし、合併後に廃止を検討する。
 - ③ 使用料の徴収は、2か月に1回の徴収とする。ただし、住民の負担が集中しないよう町税及び公共料金の徴収時期と調整を図る。

使用料(利用料)に差があるため岸本町エリアについては、多チャンネル加入世帯 1 世帯当り月 1,000 円を 5 年間補助しながら、合併後 5 年を目途に統一を図る。
(別添資料P25～27)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 9 号

協議項目 25-14 各種事務事業の取り扱い（医療費助成）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-14 各種事務事業の取り扱い（医療費助成）については、次のとおりとする。

- 1 特別医療費助成については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P28、29)
- 2 町独自の医療費助成については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P28、30)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 10 号

協議項目 25-17 各種事務事業の取り扱い（老人保健事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-17 各種事務事業の取り扱い（老人保健事業）については、次のとおりとする。

- 1 健康診査（基本健診）については、合併時に一元化するものとする。
（別添資料P31,32）
- 2 がん検診については、合併時に一元化するものとする。
（別添資料P31,32）
- 3 人間ドック検診については、合併時に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。
（別添資料P31）

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 11 号

協議項目 25-18 各種事務事業の取り扱い（高齢者福祉事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-18 各種事務事業の取り扱い（高齢者福祉事業）については、次のとおりとする。

- 1 高齢者はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業については、溝口町の例によるものとする。
(別添資料P33)
- 2 在宅介護の相談及び支援に関することについては、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P33)
- 3 在宅軽度生活支援事業については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P34)
- 4 生きがい・健康維持のための通所サービスについては、合併時に岸本町の例をもとに一元化するものとする。
(別添資料P34)
- 5 痴呆介護教室については、岸本町の例によるものとする。
(別添資料P35)
- 6 高齢者緊急通報体制整備事業については、合併後3年程度で一元化するものとする。
(別添資料P35)
- 7 高齢者移送サービス・通院助成等事業については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P35、36)
- 8 敬老会・金婚式・高齢者贈り物については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P37、38)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 12 号

協議項目 25-21 各種事務事業の取り扱い（障害者福祉事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-21 各種事務事業の取り扱い（障害者福祉事業）については、次のとおりとする。

- 1 岸本町作業所運営費補助事業については、岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P39、40)
- 2 おしどり作業所運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P39、41、42)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 13 号

協議項目 25-23 各種事務事業の取り扱い（社会福祉協議会）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-23 各種事務事業の取り扱い（社会福祉協議会）については、次のとおりとする。

- 1 社会福祉協議会運営事業については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P43、44)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 14 号

協議項目 25-24 各種事務事業の取り扱い（環境対策事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-24 各種事務事業の取り扱い（環境対策事業）については、次のとおりとする。

- 1 廃棄物減量等対策推進委員会については、合併後に岸本町の例により新たに定めるものとする。
(別添資料P45、46)
- 2 分別収集については、合併後に一元化するものとする。
(別添資料P45、47、48)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 15 号

協議項目 25－29 各種事務事業の取り扱い（上水道事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25－29 各種事務事業の取り扱い（上水道事業）については、次のとおりとする。

- 1 水道料金取扱手数料については、当面は現行のとおりとし、合併後早い時期に廃止を検討するものとする。
(別添資料P49)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 16 号

協議項目 25-30 各種事務事業の取り扱い（下水道事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-30 各種事務事業の取り扱い（下水道事業）については、次のとおりとする。

- 1 下水道使用料取扱手数料については、当面現行のとおりとし合併後に岸本町の例により一元化するものとする。

（別添資料P50）

本調整は、合併の時期が年度中途の場合は当該年度は現行のとおりとし、翌年度から一元化するものとする。

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 17 号

協議項目 25-34 各種事務事業の取り扱い（観光事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-34 各種事務事業の取り扱い（観光事業）については、次のとおりとする。

- 1 キャンペーン・ディア・マスミズ事業については、溝口町の例により新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P51)
- 2 大山ガーデンプレイス管理運営については、岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P51)
- 3 索道事業については、溝口町の例により新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P52)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 18 号

協議項目 25-42 各種事務事業の取り扱い（その他）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25-42 各種事務事業の取り扱い（その他）については、次のとおりとする。

- 1 戦没者慰霊祭については、合同で実施するものとし、合併後に一元化するものとする。
(別添資料P53)

平成 16 年 6 月 14 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝